

# 一般社団法人 富山県臨床検査技師会

## 共催・後援に関する内規

平成 30 年 12 月 1 日制定

(総則)

第 1 条 この規定は、一般社団法人富山県臨床検査技師会(以下本会)が本会以外の団体と共催する事業、および本会以外の団体が行う事業への後援に関して必要な事項を定めるものとする。

(応諾の原則)

第 2 条 「共催」・「後援」(以下、共催等)の応諾は、事業の目的および内容が、本会定款に定める目的ならびに事業に合致しているものとし、次の①にあげるいずれかに該当し、かつ②にあげるいずれにも該当しないことを基準として、③の項目を参考に理事会にて応諾を判断する。

① 承諾することができる場合

ア 民の保健・医療・福祉の発展に寄与し、本会会員の人格、倫理、学術技能の研鑽および、臨床検査技術の普及向上に貢献すると認められるとき

イ 公益目的の事業であり、不特定かつ多数の者の利益の実現に寄与することが認められるとき

ウ 対象団体が、公的学術団体および官公庁、またはこれらに準ずるとき

エ 本会会員にとって有益であると認められるとき

オ 本会の目的と事業内容に合致し、必要と認められるとき

② 承諾できない場合

ア 営利を目的とし、特定企業の宣伝など少数者の利益が認められるとき

イ その運営方法が、公正でないとき

ウ 政治団体、宗教団体の活動、または特定の政治、宗教のための活動と認められるとき

エ 対象者が極めて限定されていると判断されたとき

オ 本会の目的と事業内容に反したものであると認められたとき

カ その他、理事会で適当でないとき

③ その他の承諾基準

ア 事業計画が明確で、主催者の事業遂行能力が十分であると判断されること

イ 催しの開催、開設等の場所は、公衆衛生等について十分な設備および措置が講じられていること

(対象事業と応諾条件)

第3条 共催等を応諾する場合は、その主催者・目的・内容等が、原則として次の各項に該当するものとする。

1 共催事業

ア 定義

- ① 本会を含む複数の団体が開催の主催となり、企画の段階から協同で催しを行なう場合
- ② 本会が事業の一部について責任を持ち、資金および人的な援助を行う場合
- ③ 本会および他の団体が共同で一つの公益および研修事業を行う場合

イ 該当事業

- ① 日臨技関連学会および関連団体が主催する事業
- ② 本会関連団体が主催する事業
- ③ 法人格を有する学会・協会および官公庁、特殊法人等の事業

2 後援事業

ア 定義

第三者が開催の主体となる催しについて、本会がその趣旨に賛同し、応援、援助、質の正当性の保障を与える場合。本会および会員にあらゆる義務が生じない外的支援のみであること。原則として名義使用の許可のみとする。

イ 該当事業

- ① 日臨技関連学会および関連団体が主催する事業。
- ② 社団法人格を有する学会・協会および官公庁等が主催する事業。
- ③ 医師およびその他医療団体が活動の主体となり、その活動が本会会員に有益と判断される事業。

(承諾申請)

第4条 共催等を受けようとする団体は、事業等共催・後援 申請書(様式1)に必要事項を記入のうえ、本会に対して承認申請を行わなくてはならない。

第5条 理事会は、申請された内容を検討し、適否を事業等共催・後援 承諾回答書(様式2)を用いて回答しなければならない。

(共催等の広報)

第6条 共催等に関する広報は、主催団体が行うこと。本会会報での掲載は行わない。

(共催等の事業報告)

第7条 事業終了後、共催等を申請した団体は事業等共催・後援 実施報告書(様式3)、参加者名簿(様式4)を理事会へ2週間以内に報告すること。

第8条 他団体主催の事業等に後援し、或いは他団体と共催し、その経費を負担した場合には、事業終了後 2 週間以内に本部会計に会計報告を行うこと。

(依頼の原則)

第9条 学会あるいはセミナー等で、本会が企業等の他団体に対し共催等を依頼する場合は、理事会の承認を得てそれを実行することができる。

第10条 本会が企業等の他団体に対し共催等を依頼する場合は、プロモーションコードに沿って以下の事項に留意すること。

ア 公平性への配慮

特定の企業に取引上の利益あるいは不利益が生じないように配慮すること。

イ 依頼先への提出資料

- ① 本会定款
- ② 趣意書
- ③ 収支予算書
- ④ 決算報告書（事業終了後）

ウ 費用負担を求めてはならないもの

- ① 本来参加者個人が自ら負担すべき費用
  - ・ 交通費
  - ・ 宿泊費
  - ・ 懇親会費
  - ・ 食事代（ランチョンセミナーを除く）
  - ・ その他個人費用の肩代わりと判断されるもの

但し、学会等における役員などによる公式な会合に要する費用（茶菓などのような華美、過大ではない飲食代）や講師等を招聘する場合の交通費、宿泊費などはこの限りではない。

② 景品類の提供

公正取引委員会告示「医療機器業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」に違反する華美な景品類の提供を求めてはならない。

規約に違反しない景品類とは

- (1) 正常な商慣習に照らして適当と認められる範囲を超えない少額の景品類
- (2) 自社の主催する会合に際して提供する社会通念上華美、過大にわたらない贈答、接待
- (3) 慣例として行われる記念行事に際して提供する社会通念上華美、過大にわたらない贈答、接待

(他団体への共催等依頼申請)

第 11 条 本会が他団体に対して共催等を行なう場合は、理事会に申請依頼書を提出のうえ、理事会にて審議したのち行なう。

第 12 条 この内規に定めるもののほか、この内規の運用に関し必要な事項は理事会で論議を行なう。

附則

本内規は平成 30 年 12 月 1 日から施行する。